住田町告示第88号

花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和６年３月29日

住田町長　神　田　謙　一

花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　森林環境譲与税を財源とし、スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定めるスギ花粉発生源対策の加速化を図るため、事業実施主体が花粉の少ない森林への転換促進対策事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第６号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第２条　事業実施主体は、町内において補助事業を行う者で、町税の滞納がないものとする。

２　補助事業のメニュー、事業種目、工種又は区分及び補助対象経費は、別表第１のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものに相当する額は、補助対象経費としない。

(１)　他の補助金又は交付金等の交付決定を受けた、又は受ける予定の経費

(２)　仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税

３　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と500万円のいずれか少ない額とする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第３条　規則第６条第１号及び第２号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(１)　補助金額の増額又は30％を超える減額を伴う変更

(２)　事業種目の新設、中止又は廃止

（申請の取下げ期日）

第４条　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（立入検査等）

第５条　町長は、予算の執行の適正を期するため、事業実施主体に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　事業実施主体は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、町長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（概算払）

第６条　町長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払することができる。

２　事業実施主体は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金概算払請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第７条　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

（補助金の交付条件）

第８条　事業実施主体は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

２　事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、森林環境譲与税を財源に整備したものであることを周知するよう努めるものとし、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

３　町長は、事業実施主体が規則第18条の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、町に対して納付させることがある。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー① | メニュー② | 事業種目 | 工種又は区分 | 補助対象経費 |
| １　スギ材の需要拡大対策 | １　木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化）  ２　木材加工流通施設等整備（低コスト化）  ３　品目転換施設整備  ４　高度加工処理施設整備  ５　木材加工流通施設等整備（供給力強化） | １　木材加工流通施設整備 | 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年１月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）別表１の第２に定めるところによる。 | 国実施要領別表２に定めるところによる。 |
| ２　ストックヤード整備 |
| ６ ストック強化 | ストック強化 |
| ２　スギ人工林の伐採・植替え等の加速化 | 低コスト造林等 | 機械器具整備 |
| ３　高性能林業機械等の整備 | 高性能林業機械等の整備 | 林業機械の整備【素材生産型】 | 同上 | 機械購入費 |
| ４　民間事業者による苗木増産の支援 | 民間事業者による苗木増産の支援 | コンテナ苗生産基盤施設等整備 | 同上 | 国実施要領別表２に定めるところによる。 |

別表第２（第７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期限 |
| 規則第４条の規定による書類 | 花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金交付申請書 | 第１号 | １部 | 別に定める。 |
| １　事業計画書 | 第２号 | １部 |
| ２　収支予算書 | 第３号 | １部 |
| ３　その他町長が必要と認める書類 |  |  |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | 花粉の少ない森林への転換促進対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 | 第４号 | １部 | 変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内 |
| １　事業計画書 | 第２号 | １部 |
| ２　収支予算書 | 第３号 | １部 |
| ３　その他町長が必要と認める書類 |  |  |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | 花粉の少ない森林への転換促進対策事業補助金請求（精算）書 | 第５号 | １部 | 事業完了後15日以内又は３月20日のいずれか早い日 |
| １　事業実績書 | 第２号 | １部 |
| ２　収支精算書 | 第３号 | １部 |
| ３　その他町長が必要と認める書類 |  |  |